明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（経済産業六七）　一
○液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（同六八）　二

〔告　示〕

○消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の代表者の氏名の変更に関する件（総務三二六）
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁一三）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四九三～四九六）
○被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件（外務三三二）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二一六六）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同二一六七）　四
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二一六八）　六
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（経済産業二一一）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁六八、六九）　八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録検査機関の登録をする件（原子力規制委一二）　九
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録確認機関の登録をする件（同一三）

〔国会事項〕

官庁事項　一三

〔人事異動〕

外務省　財務省　一三

〔叙位・叙勲〕

一三

〔官庁報告〕

官庁事項

焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一四

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、基本測量関係事項関係　一四
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一五
会社その他　三〇

省　令

○経済産業省令第六十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、五四七人」を「四、五四四人」に改め、同表合計の項中「八、〇二一人」を「八、〇一八人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十八号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「第十五条の七第一項第五号」を「第十五条の六第一項第五